

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）」に対する見解

2025年1月15日

日本私大教連中央執行委員会

「はじめに」（1～2頁）について

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）」（以下「答申案」という）は、「はじめに」において、「危機は今、我々の足下にある。その危機とは、急速な少子化に他ならない。少子化は、我が国の産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる。これは目をそらすことのできない事実であり、我々はまず、この現実を直視すべきである。」と述べる。しかし、少子化についての検討もなければ、方策もない。重い学費負担が少子化の原因になっているという指摘もなく、無償化に向けた対策もない。

続けて「少子化へは決して規模や活動の縮小といった後ろ向きな対応ではなく、この危機を、大学をはじめとする高等教育機関の活動を強じんなものとし、様々な社会課題の解決に貢献することにより、社会全体の活性化を促す好機と捉え」として、高等教育機関の充実の方向を述べる。しかし答申案の内容は、充実の方向ではなく、むしろ後退させ、劣化させる方向である。充実策は皆無である。

大学進学者数推計は2021年の62.7万人から2040年の46.0万人に約27%減少するとされているが、答申案のなかで大学・短大進学率をあげることは、高等教育政策の目的とはされていない。少子化の進行は「産業・経済、文化・学芸などあらゆる分野の繁栄と、都市と地方の均衡ある発展を大きく減速させる」のであるから、大学・短大進学率の飛躍的な上昇によって、少子化が引き起こす「発展の減速」を食い止めなければならないはずである。

それにもかかわらず答申案の中心は、「少子化は、中間的な規模の大学が1年間で90校程度、減少していくような規模で進んで」いることを前提にして、規模の適正化、つまり大学数を減らすという淘汰の促進策にあり、その対象は私立大学となっている。このような私大淘汰の政府方針に対して、これまで私大教連は再三、反対の意見を表明してきた。教育基本法第8条は、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と定めている。私立学校振興助成法も同様である。振興ではなく、淘汰の方策を促進することは、国の責任放棄であるばかりか、法の定めに反するものである。従来の淘汰政策を検証することもなく、答申案がさらに淘汰方策を加速化しようとしていることは、重大な問題である。

1. 「今後の高等教育の目指すべき姿」（3～15頁）について

「(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策」の冒頭で、「世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済

の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している」としているが、これらの課題に対する高等教育の役割についての分析も検討もない。「社会的ニーズに対応した人材育成を進めるといふが、社会的なニーズが何であるかも明らかにされていない。「目指す未来像」にしても、「知の総和の向上」にしても、高等教育を充実させる具体的な方向性は示されておらず、結局のところ、(1)質の向上、(2)規模の適正化、(3)アクセス確保、が掲げられているだけである。

これまでの高等教育政策を分析・検証せずに、様々な課題を羅列しているが、今後必要な具体的政策は示されていない。

2. 「今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」(16～45 頁)について

(1) 「(1) 教育研究の『質』の更なる高度化」(16～34 頁)

質の向上、学修者本位の教育の推進では、学生の出口の質保証などが記されているが、認証評価制度の見直し以外に特に新しいことはない。いずれの政策も、教職員の意見を広く聴取して検証すべきである。

大学院教育の改革を述べているが、それには学問的水準の高い専門教員の確保が必要である。研究力の強化では、「昇給や賞与等給与へ反映する」評価制度の導入促進が筆頭に挙げられているが、多様な評価制度による評価疲れが研究力を低下させてきたことはすでに指摘されてきたことである。研究力の強化に必要なことは、自由な研究時間の圧倒的増加と、基盤的な研究費の確保である。軽視されがちな私立大学における研究活動についても保障するよう支援がなされなければならない。

いずれにしても専任教員数の不足解消が緊急に必要である。しかし、こうした教職員の待遇改善についての検討もなければ言及すらないことは、答申案の重大な欠陥である。

(2) 「(2) 高等教育全体の『規模』の適正化」(34～39 頁)

すでに行われてきた再編・統合の推奨と縮小・撤退への促進策が細かく示されている。定員減については、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を回復する仕組みの創設が示されているが、私大教連など私大関係者が廃止を求めてきた定員減を促進させる制裁措置(私大助成の減額・不交付、新学部・新学科申請での制限、修学支援制度からの除外)については何ら改善策が示されなかった。

(3) 「(3) 高等教育への『アクセス』確保」(39～45 頁)

地域ごとのアクセス確保については、答申案において、新しく具体化が図られようとしている内容である。提案されている地域研究教育構想推進プラットフォーム(仮称)は、地方自治体、産業界、大学関係者が地域に必要な大学のあり方と支援について協議する場であり、「地域に必要な大学」(したがって支援する必要のない大学)を選び出そうとするものである。予算では、コーディネーターの人件費も手当される模様である。

もう一つの組織は、地域研究教育連携推進機構(仮称)の設置である。大学等連携をより緊密に行うための仕組みと説明されているが、本機構が大学のどの機能をどれだけ担うのかは不明である。

地域研究教育構想推進プラットフォーム（仮称）と地域研究教育連携推進機構（仮称）について答申案は力を入れているが、重複しているとみる向きもあり、その棲み分けや相互の関係については、まだ検討が必要なようである。無理に国公私を含む支援枠組みを創設しようとしているともみられ、実効性のある取り組みになるのか疑問である。

一方で、私大関係者や私大教連が要求している地方交付税等交付金の対象を私立大学に拡大することについては、検討すらされていない。地方私大の支援策については、必要性が指摘されただけでしかない。早急に具体化を図ることを盛り込むべきである。

社会経済的観点からのアクセス確保とは、学生への経済的支援のことであるが、修学支援新制度と奨学金の代理返還というすでに実施されている支援が挙げられているだけで、拡大策もない。人権としての高等教育無償化や大学進学率の向上は、追求されるべき課題とすら位置づけられていない。そうした施策こそ少子化対策であり、早急に取り組むべき課題として、本答申に盛り込むべきである。

3. 「機関別・設置者別の役割や連携の在り方」（46～53 頁）について

「規模」の適正化にかかわって、国立大学については「学士過程、修士・博士課程の定員の在り方」「連携、再編・統合の推進」が書き込まれているが、これは従来から取り組まれてきたことである。公立大学については「定員規模の見直しも含めた地域のステークホルダーとの継続的な対話」「私立大学の安易な公立化の回避」が挙げられているが、これらは自治体の権限に属することであり、実効性は乏しい。

私立大学については、規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）が明記されている。これまでの淘汰政策をいっそう強化し、今後法令や規則の改定によって制度化されることが予想される。特別部会は、私立大学の淘汰の促進を制度化するために設置されたのではないかと受け止めざるを得ない。

私大関係者から、定員割れ私大に対する制裁がもたらしめている深刻な状況が指摘され、廃止することが強く求められたにもかかわらず、それを一切受け入れず、むしろ促進する結論を導き出したことは、本部会の性格を如実に示すものである。

4. 「高等教育改革を支える支援方策の在り方」（54～59 頁）について

高等教育は「国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資」であるとしながら、短期的取り組み（2～3 年以内まで）と中長期的取り組み（5～10 年程度）とに分け、短期的取り組みの公財政支援は、国立、私立とも減額が続いているにも関わらず、「基盤的経費の十分な確保」が挙げられているだけで、増額との記載はない。これまでと何も変わらない。中長期的取組（5～10 年程度）でも、高等教育への公的支援の増額は明記されていない。基盤経費は教員・職員の待遇、研究環境の改善をはじめ、教育研究機関の質の向上に直接的に関わる予算である。基盤経費の抜本的増額について明記すべきである。

「教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し」として「授業料等の学納金の最低ラインの設定」や「公的支援の仕組みの見直し」等について検討を行うことが書かれており、この記述は特別部会の審議で一部委員から提起された「国立大学授業料 150 万円」を想起させる。「新たな財源

の確保」では、「税制のあり方や寄附の充実等の検討」であり、これらの項目も従来と変わらない。

中教審大学分科会では、高等教育への公的支援拡大を求める声がいつになく強かった。しかし答申案には明記されず、結局、委員の意見は部会長と文科当局によって、蹴散らされたといつてよい。財務省、内閣府に予算権限が集中しているという現状に、中教審は異論すら差しはさむことができなかったのである。

5. 「おわりに」(60頁)について

答申案は、「知の総和」を人の数と人の能力の掛け合わせで決まるものとし、『『知の総和』の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要』(要旨①)と述べている。

しかし、答申案の内容は、教育研究の質を上げるものではなく、意欲のある全ての者が大学に進学しようとする途を保障するものでもない。適切な規模の高等教育機会というが、私立大学の数を減らすことに腐心しており、高等教育の機会均等の実現を図るものとなっていない。答申案は、少子化をさらに促進させる内容となっている。

6. 「答申案全般」について

答申案は、私立大学の再編・統合、縮小、撤退という淘汰策を打ち出している。再編・統合、縮小、撤退には教職員の待遇悪化や身分保障等の問題がともなう。それにもかかわらず、答申案にこの問題について何ら言及がないことは問題である。

私立大学の再編・統合、縮小、撤退という本答申のテーマとの関係で、教職員は最大の利害関係者である。教職員の代表である日本私大教連の再三の申し入れにもかかわらず、委員として参加することを認めず、ヒアリングにも招致しなかったことについて、改善を求める。

日本私大教連は、今回の「答申案」のような私大淘汰政策の加速化に反対し、私大振興政策に立ち戻ることを強く求めるものである。

以 上